

(別紙)

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第5期中期目標（素案）

第4期中期目標の総括について

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターは、第3期中期目標期間に引き続き、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、機動的・戦略的な運営体制のあり方を追求し、改革を継続している。

公立病院として、心神喪失者等医療観察法に基づく司法精神入院棟を運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、発達障害児（者）に対する治療の充実など、高い専門性を発揮するとともに、「依存症対策総合支援事業」「子どもの心の診療ネットワーク事業」等を受託し、先進医療普及の一翼を担っている。また、身体・精神合併症患者への適切な支援を行うため総合病院との連携を強化するとともに、24時間365日の救急対応を実施し、精神科救急医療の中心的な役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。

さらに、「災害拠点精神科病院」として、平時から関係機関との連携強化及び技能維持に努めている。

また、地域の医療や福祉・行政等の関係機関と積極的に連携し、入院医療から地域移行・地域定着の促進に取り組み、「難治性精神疾患地域移行促進事業」「地域移行促進センター事業」を受託するなど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進に貢献している。

第1 基本的な役割

「岡山県保健医療計画」「岡山県障害福祉計画」等に基づき、公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、及び幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする。

第2 中期目標の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民のための病院であることを常に意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。

1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

①政策的医療（公的医療機関に求められる医療）の推進

精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療、心身喪失者等医療観察法や新たな感染症への対応などの政策的医療の推進に努めること。

②重点的に取り組む医療

入院医療から地域生活への移行と定着を促進する精神医療を目指す中で、急性期を中心とした精神科医療領域の医療連携体制を確保すること。また、あらゆる領域の精神科医療に取り組む中で、児童・思春期精神疾患や発達障害、周産期母子に係る精神科医療、治療抵抗性の患者への専門治療とその均てん化や各種依存症への対応など、専門的な領域において、県内での拠点としての役割を果たすとともに、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実に努めること。

災害など重大な危害が発生した場合には、災害拠点精神科病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」では中心的な役割を果たし、また災害派遣医療チーム（DMAT）等関係機関との連携強化を図ること。

③県内の精神科医療水準の向上への貢献

精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、専門性が高い精神科医の養成に取り組むなど、県内の精神科医療水準の向上を図ること。

また、精神科救急や自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者、高齢の精神疾患患者への対応などにおいて、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供できるよう、精神科病院以外も含めた地域の医療機関等との連携を図ること。

さらに、遠隔診療などICTの利活用を進めるなどにより、県内の精神科医療提供体制の充実に図り、精神科医療の向上に寄与すること。

④精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及

地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため、医療の提供だけでなく、幅広く普及啓発に取り組み、こころのバリアフリーを推進し、お互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。

2 患者の尊厳を重視した医療の提供

精神科医療においては、特に、患者の権利が尊重され、侵害されないように最大限の配慮を行う必要がある。

そのため、法令等の遵守はもとより、個人情報保護に配慮しながら、患者や家族等への医療の情報開示に積極的に取り組むこと。

また、医療従事者による患者への虐待防止の取組において、従事者研修などを引き続き実施することにより公立病院として先導的な役割を果たすこと。

3 医療の質及び安全の確保

①医療水準の向上

大学病院等との連携により診断と必要な医療の提供を行うこと。また、医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努めること。さらに、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患の治療等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。

②医療安全対策の徹底・検証

医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。

4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化

①地域移行・生活支援のための体制整備

「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むこと。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資するよう、地域移行に向けた支援及び生活を支える医療・福祉サービスと連携するための体制の整備を行うこと。

②地域医療連携の強化

患者がより適正な医療を受けられるよう、精神科医療機関との連携にとどまらず、地域の医療機関との病診・病病連携の更なる推進を図ること。

③在宅医療充実のための体制整備

精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉の関係者による切れ目のない支援を行う必要があることから、居住支援関係者も含めた関係機関との重層的な連携を強化するとともに、通所サービスだけでなく、訪問診療や訪問看護など、多職種によるアウトリーチ等、在宅医療充実のための体制整備に取り組むこと。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の趣旨を十分に生かして、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の継続的な見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

また、業務効率及びサービス水準の向上を図るため、医療DXの推進に努めること。

第5 財務内容の改善に関する事項

公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の改善及びより一層の効率化を徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。

1 施設及び医療機器の整備に関する計画

医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。

2 適正な就労環境の整備と人事管理

職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。

3 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策の徹底

個人情報の保護に関する法律等関係法令、厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を遵守し、職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を十分認識した上で、個人情報保護と情報セキュリティ対策の徹底を図ること。